

令和8年度 京都市立花山中学校 部活動運営方針

※本校の部活動運営方針は京都市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会から出された「京都市立中学校部活動ガイドライン」（平成31年2月付）に準じて策定。

1 部活動のねらい

生徒が自分の興味や関心に応じて自主的、自発的に活動する中で、個性を伸ばし、社会性や人間性を育み、顧問や生徒相互の人間関係を育てる等、生徒の心身の健全な育成と責任ある個人としてふさわしい資質を育てることをねらいとする。

2 位置づけ

学校教育活動として教育課程外で行われるものであり、生徒会活動の一部に位置付ける。

3 部の成立

下記の条件をすべて満たすこととし、準備委員会で検討のうえ職員会議で協議し、校長が決定する。

- ① 活動に必要な部員がいること。
- ② 顧問がいること。
- ③ 校内に活動場所を確保できること。

4 部員

入部は自由意志により、一人1部とする。3年間続けることを原則とし、入退部は担任・顧問の許可を必要とする。

入部については定められた期間に入部届を提出すること。また、年度ごとに入部届を提出する。

退部については、顧問、担任との相談の結果、退部することになった場合、顧問より退部届を受け取り、顧問に提出すること。

5 運営規定

(1) 活動期間

4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 活動時間

平日2時間程度、学校の休業日（土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間 等）は3時間程度を原則とする。

(3) 完全下校

通年を通して以下の規定に従って下記のとおりとする。ただし、長期休業期間は、定められた時間（長期休業前に確認）から活動可とし、完全下校においても通常時と同じとする。

16:45 活動終了 16:55 完全下校

(4) 休養日

- ① 平日に1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。平日の休養日は原則、水曜日とする。水曜日にとれない場合は代替日を設定する。
- ② 大会等により、土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(5) 活動休止

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 定期試験の1週間前から試験終了までの期間
- ② 8月中旬及び年末年始の学校閉鎖期間。